

株式会社常陸那珂ジェネレーション「常陸那珂共同火力発電所  
1号機建設計画 計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成26年7月17日  
経済産業省

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、株式会社常陸那珂ジェネレーション「常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画 計画段階環境配慮書」について、株式会社常陸那珂ジェネレーションに対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：茨城県那珂郡東海村  
原動力の種類：汽力（超々臨界圧（USC：Ultra Super Critical））  
出 力：約65万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成26年4月23日
環境大臣意見受理	平成26年6月30日
経済産業大臣意見	平成26年7月17日

問い合わせ先：電力安全課 磯部、榎福

電話：03-3501-1742（直通）

株式会社常陸那珂ジェネレーション「常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画  
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月25日経済産業省・環境省。以下「局長級取りまとめ」という。)を踏まえ、本事業が国の二酸化炭素排出削減の目標・計画との整合性が確保されたものと整理するために、以下の取組を講じること。

① エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の計画・目標の策定と併せて、地球温暖化対策に係る電力業界全体の自主的枠組(以下「自主的枠組」という。)の構築に向けて、発電事業者として可能な限り取り組むこと。また、当該自主的枠組が構築された後は、小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

② 自主的枠組が構築されるまでの間においては、局長級取りまとめにおける「事業者(入札を行う場合は入札実施者)が自主的取組として天然ガス火力を超過する分に相当する純増分について海外での削減に係る取組を行うなどの環境保全措置を講じること」を運転開始時まで満たすこと。また、当該環境保全措置について、今後の環境影響評価手続期間中に具体化された内容があれば、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の図書に可能な範囲で記載すること。

(2) 今後、本事業に伴う環境影響を回避・低減するため、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査をし、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。

(3) 今後の検討に当たっては、地元自治体の意見を十分勘案し、環境影響評価において重要である住民関与についても十全を期すこと。

2. 各論

(1) 大気環境

本事業は、東京電力株式会社常陸那珂火力発電所の構内に設置する計画としており、大気質について既存の火力発電所からの排ガスとの累積的な影響が懸念されることから、本施設の稼働に伴う大気質の環境影響の回避・低減が図られるよう、方法書以降の予測、評価等において、既存の発電所からの排ガスと

の重合も踏まえた上で、短期高濃度条件等の影響についても考慮し、適切な環境保全措置を検討すること。

## (2) 水環境

本事業の取放水設備は、既存の東京電力株式会社常陸那珂火力発電所の設備の一部を利用する計画としており、既存の温排水との累積的な影響が懸念されることから、重合も踏まえた上で、温排水の影響の調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。

## (3) 廃棄物等

本事業の供用時に発生する石炭灰については、将来にわたり膨大な量となることから、海面の埋立材料としての利用のみならず、その他の有効利用の方策についても検討すること。

## (4) 温室効果ガス

- ① 本事業の発電技術は、局長級取りまとめの「BATの参考表【平成26年4月時点】」に掲載されている「(B)「商用プラントとして着工済み(試運転含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」に該当するものを採用することとしているところ、当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。
- ② 本発電設備は2050年においても稼働していることが想定されることから、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)に位置付けられた「2050年までに80パーセントの温室効果ガス排出削減」を目指すとの国の長期目標との整合性を確保するため、将来の二酸化炭素回収・貯留(Carbon Dioxide Capture and Storage: CCS)の導入に向けて、国の検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況を踏まえ、本発電所について、二酸化炭素分離回収設備に関する所要の検討を行うこと。
- ③ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講じること。